



島根県報

平成19年 6 月 5 日 (火)
第 1,885 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則

島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則 (消 防 防 災 課) 1

告 示

介護保険法の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定 (高 齢 者 福 祉 課) 2

保安林の指定の解除 (森 林 整 備 課) 2

保安林の指定施業要件の変更 (5 件) (") 3

大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要 (経 営 支 援 課) 4

公共工事の入札及び契約に関する情報の公表規程の一部改正 (土 木 総 務 課) 5

特定調達公告

島根県人事給与システムにおける運用管理保守業務委託に係る随意契約の相手方 (人 事 課) 5

等

公布された条例等のあらまし

島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則 (規則第59号)

1 規則の概要

(1) 避難所の設置について単位設定を改めることとした。(第3条関係)

(2) 救助費用の単価を改定することとした。(第4条・第7条関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 6 月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第59号

島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

島根県災害救助法施行細則 (昭和33年島根県規則第57号) の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「100人1日当たり3万円」を「1人1日当たり300円」に改める。

第4条第2項中「2,342,000円」を「2,326,000円」に改める。

第7条第3項第1号の表中	円	円	円	円	円	円	を
	17,200	22,100	32,600	39,000	49,500	7,200	
	円	円	円	円	円	円	
	28,400	36,700	51,200	60,100	75,400	10,300	

円 17,300	円 22,300	円 32,800	円 39,300	円 49,800	円 7,300
円 28,600	円 37,000	円 51,600	円 60,500	円 75,900	円 10,400

に改め、同項第2号の表中

円 5,600	円 7,500	円 11,300	円 13,700	円 17,400
円 9,000	円 11,900	円 16,800	円 19,900	円 25,200

を

円 5,600	円 7,600	円 11,400	円 13,800	円 17,500
円 9,100	円 12,000	円 16,900	円 20,000	円 25,400

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第476号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき告示する。

平成19年6月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
株式会社 ユー・シー・エス	居宅介護支援事業所 あゆみの杜	飯石郡飯南町頓原1070番地	平成19年 6月1日

島根県告示第477号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成19年6月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除に係る保安林の所在場所

浜田市弥栄町三里口453 - 1・口456 - 1・口463 - 5（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、口452 - 4、口453 - 8、口456 - 7、口461 - 7、口462 - 4、口463 - 4、口466 - 4

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第478号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年 6 月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

飯石郡飯南町波多2068 - 1、2070 - 1、2070 - 2、角井1827 - 4、1827 - 8、1827 - 17

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第479号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年 6 月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示(重要流域(平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。)に係るものを除く。)で定めるところによる。

平成6年1月31日農林水産省告示第209号(二に係るものに限る。)

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度 変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第480号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年 6 月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

平成7年9月21日農林水産省告示第209号（二に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度 変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第481号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年6月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

昭和47年11月15日農林省告示第2208号（一に係るものに限る。）、平成9年2月4日農林水産省告示第196号（一に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度 変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第482号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年6月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

平成3年8月5日農林水産省告示第996号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度 変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第483号

平成19年島根県告示第201号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により出雲市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成19年 6 月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ラピタ高松店 島根県出雲市松寄下町296 - 1 外

2 意見の概要

- (1) 店舗建設工事に伴う工事車両の出入りの際、タイヤ付着土砂、積載物落下などにより道路の汚損、破損のないよう注意を喚起すること。汚損、破損が生じた場合は起業者側で原形復旧すること。
- (2) 造成、建築、開店時等に、交通整理員を配置する等の交通事故防止対策を行うこと。

3 縦覧場所

出雲市産業振興部商工振興課 (島根県出雲市今市町109 - 1)

4 縦覧期間

告示の日から 1 月間

島根県告示第484号

公共工事の入札及び契約に関する情報の公表規程 (平成13年島根県告示第276号) の一部を次のように改正する。

平成19年 6 月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第 3 条第 2 項第 8 号中「一般競争入札 (以下「総合評価一般競争入札」という。) 又は自治令第167条の13において準用する自治令第167条の10の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定により落札者を決定する指名競争入札 (以下「総合評価指名競争入札」という。) を「総合評価方式による入札」に改め、同号ア中「当該総合評価一般競争入札又は当該総合評価指名競争入札」を「当該総合評価方式による入札」に改める。

附 則

この告示は、平成19年 6 月 5 日から施行し、改正後の公共工事の入札及び契約に関する情報の公表規程第 3 条第 2 項第 8 号の規定は、同日以後に公告され、又は入札参加者の指名が行われる公共工事に関する事項について適用する。

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成 7 年政令第372号) 第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則 (平成 7 年島根県規則第83号) 第 9 条の規定により公示する。

平成19年 6 月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 役務の名称及び数量

島根県人事給与システムにおける運用管理保守業務委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県総務部人事課 島根県松江市殿町 1

3 随意契約の相手方を決定した日

平成19年 3 月30日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

日本電気株式会社 東京都港区芝 5 丁目 7 番 1 号

5 随意契約に係る契約金額

34,440,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号の規定による。